

事業主（給与支払者）の方へ

税務課 内線267

個人住民税の特別徴収推進のご案内

▼個人住民税（町民税・県民税）の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である従業員に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収し、納入する制度です。

地方税法第321条の4及び扶桑町税条例第42条の規定により、給与を支払う事業主（給与支払者）は、原則として、すべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収することになります。

▼特別徴収の事務 毎年5月に特別徴収義務者あてに、特別徴収税額の通知を送付しますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

▼納期の特例 従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。



Jアラートの訓練放送を行います

総務課 内線216

緊急地震速報訓練

▼日時 11月1日（水）午前10時頃

「チャイム音」

「こちらは、こうほうふそうです。ただいまから訓練放送を行います。」

「緊急地震速報チャイム音」

「緊急地震速報。大地震です、大地震です。これは訓練放送です。」が3回。

「こちらは、こうほうふそうです。これで訓練放送を終わります。」

「チャイム音」

緊急地震速報を見聞きした時の行動は、まわりの人に声をかけながら、周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保することが基本です。身を守る安全行動を訓練で確かめましょう。

全国一斉情報伝達訓練

地震や武力攻撃などの発生に備え、情報伝達訓練を行います。

▼日時 11月14日（火）午前11時頃

「チャイム音」

「これはJアラートのテストです。」が3回。

「こちらは、こうほうふそうです。」

「チャイム音」

なお、いずれの訓練放送も災害等の発生により中止する場合がありますのでご了承ください。

11月は「エコドライブ推進月間」です

産業環境課 内線 278

警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省で構成する「エコドライブ普及連絡会」では、行楽シーズンで自動車に乗る機会が多くなる11月を「エコドライブ推進月間」と位置付けています。

エコドライブ（環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用）を心がけましょう。

環境に優しい エコ安全ドライブ5か条

1. ふんわりアクセル「eスタート」…やさしい発進を心がけましょう。
2. 早めのアクセルオフ……………エンジンプレーキを積極的に使いましょう。
3. 加減速の少ない運転……………交通状況に応じた安全な速度変化の少ない運転に努めましょう。
4. 車間距離は余裕をもとう……………車間距離は余裕をもって運転しましょう。
5. タイヤの空気圧をこまめにチェック…タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう。

◆資源ごみ回収拠点について

産業環境課 内線 278

小淵堤外の扶桑緑地公園近くにある資源ごみ回収拠点では、各地区の資源ごみ集積所と同じものを回収しています。月曜日～金曜日…午前9時～正午、土曜日…午前9時～午後3時（正午～午後1時までを除く）

祝日の場合も回収を行っています。ただし、12月29日（金）から1月3日（水）までは回収を行いません。

※搬入の際は、回収拠点で住所・氏名等を受付簿に記入してください。また、管理人の指示に従ってください。

皆様がスムーズに回収拠点を利用できるよう、必ず各家庭で事前に分別してお持ちください。特に土曜日は、利用者も多く混雑する原因になります。